

京都府新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）助成金交付要領

（趣旨）

第1条 知事は障害福祉サービス施設・事業所等が実施する新型コロナウイルス感染症対策のための事業に要する経費に対し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和2年6月25日付け障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、「補助金等の交付に関する規則」（昭和35年京都府規則第23号、以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者施設等、訪問系サービス事業所、相談系サービス事業所をいう。
- (2) 通所系サービス事業所 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスをいう。
- (3) 障害者施設等 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設をいう。
- (4) 訪問系サービス事業所 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援をいう。
- (5) 相談系サービス事業所 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援をいう。

（助成対象経費等）

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）、助成対象者、対象経費又は支援額及び対象期間は別表1のとおりとする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、障害福祉サービス施設・事業所等ごとに、別表2に示す基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に示す期日までに交付申請書を知事へ提出するものとする。

2 別表1の助成事業のうち、障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金について、退職等により障害福祉サービス施設・事業所等を通じて慰労金の申請を行うことが困難な者（以下「個人申請者」という。）は、個人用申請書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

（申請書類の提出及び経由）

第6条 この要領に基づき提出する申請書類は、京都府国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）を経由するものとする。

なお、国保連に対して報酬請求を行っていない障害福祉サービス施設・事業所等、国保連に登録されている口座が債権譲渡されている障害福祉サービス施設・事業所等及び個人申請者については、直接知事へ提出するものとする。

（交付決定）

第7条 知事は、第5条に規定する申請書を受理した場合は、申請書の内容を審査し、助成金を交付することが適當と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

（額の確定）

第8条 規則第14条に定める個人申請者の額の確定については、交付決定をもって確定したものとみなす。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第10条 助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業完了後に申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（助成金の概算払）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、交付決定を受けた額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（財産の管理及び処分）

第12条 助成事業者は、助成事業が完了した後も助成事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、別記第4号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上のものとする。

(書類の整備)

第 13 条 助成事業者は、助成金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 17 日から施行し、令和 2 年度分の助成金から適用する。

別表1（第3条関係）

助成事業	助成対象者	対象経費又は支援額	対象期間
1 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業	府の区域に所在する障害福祉サービス施設・事業所等	新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費対象経費の例は別表2のとおり。	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
2 障害福祉サービス再開に向けた支援事業 （1）在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所（以下この（1）及び下記（2）において「在宅サービス事業所」という。）	<p>在宅サービス利用休止中の利用者（当該事業所を利用していた利用者で1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者）への利用再開支援を実施した場合に必要な経費</p> <p>（ア）計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における取組内容</p> <p>健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う。</p> <p>（イ）在宅サービス事業所における取組内容</p> <p>必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う。</p> <p>※1 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに記録することとする。</p> <p>※2 「対応を行う」とは希望に応じた所要の対応を講じることとする。</p> <p>※3 「調整を行う」とは、1回以上電話等により連絡したこととする。</p>	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(2) 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における環境整備への助成事業	令和2年4月1日以降、感染症対策徹底に向けた環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所、および障害児相談支援事業所	<p>「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する物品の購入費用等</p> <p>対象経費の例は別表2のとおり。</p>	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
3 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	<p>以下の（1）及び（2）に該当する者なお、慰労金の支給は、医療機関や介護サービス事業所・施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。</p> <p>（1）府の区域に所在する障害福祉サービス施設・事業所等及び重度障害者等包括支援事業所（以下、これら施設・事業所を総称して「支給対象施設・事業所」という）に勤務し、利用者と接する職員</p> <p>ただし、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業所（支給対象施設・事業所に準じるものに限る。）であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。</p> <p>（2）次のいずれにも該当する職員</p> <p>①支給対象施設・事業所で令和2年1月30日から6月30日の間、通算して10日以上勤務した者</p> <p>②慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者の他、業務委託受託者の労働者として支給対象施設・事</p>	<p>（1）利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員については以下の①、②、③のいずれかとする。</p> <p>①訪問系サービスにおいて、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 1人20万円</p> <p>②①以外の支給対象施設・事業所で実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該施設・事業所で勤務した職員 1人20万円</p> <p>③①②以外の職員 1人5万円</p> <p>（2）（1）以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員 1人5万円</p>	令和2年1月30日から令和2年6月30日まで（年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない）

業所において働く従事者についても同趣旨に合致する場合は対象に含まれる。)

別表2

1 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

対象事業所(令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等の提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス事業所・施設等)	基準単価 (千円)	単位	交付額の算定	対象経費の例
感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用以外のもの	療養介護	2,374	事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 ・外部専門家等による研修の実施に要する費用 ・(研修受講等に要する)旅費、宿泊費等 ・感染防止を徹底するための面会室の改修費 ・建物内外の消毒費用・清掃費用 ・感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 ・感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 ・自動車の購入又はリース費用 ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料 ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 ・居宅介護職員による同行指導への謝金 ・医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費
	生活介護	757	事業所	
	自立訓練(機能訓練)	346	事業所	
	自立訓練(生活訓練)	273	事業所	
	就労移行支援	265	事業所	
	就労継続支援A型	335	事業所	
	就労継続支援B型	353	事業所	
	就労定着支援	52	事業所	
	自立生活援助	27	事業所	
	児童発達支援	380	事業所	
	医療型児童発達支援	240	事業所	
	放課後等デイサービス	360	事業所	
	短期入所	204	事業所	
	施設入所支援	1,215	施設	
	共同生活援助(介護サービス包括型)	402	事業所	
	共同生活援助(日中サービス支援型)	358	事業所	
	共同生活援助(外部サービス利用型)	180	事業所	
	福祉型障害児入所施設	1,182	施設	
	医療型障害児入所施設	635	施設	
	居宅介護	115	事業所	
	重度訪問介護	188	事業所	
	同行援護	65	事業所	
	行動援護	115	事業所	
	居宅訪問型児童発達支援	46	事業所	
	保育所等訪問支援	38	事業所	
	計画相談支援	60	事業所	
	地域移行支援	44	事業所	
	地域定着支援	46	事業所	
	障害児相談支援	44	事業所	
感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用	障害者支援施設	3,000	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・多機能型簡易居室の設置
	障害児入所施設	3,000	施設	
	共同生活援助事業所	3,000	事業所	
	短期入所事業所	3,000	事業所	
	宿泊型自立訓練事業所	3,000	事業所	

※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業所は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

※3 利用者または職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

2 障害福祉サービス再開に向けた支援事業(1)在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

対象事業所(令和2年4月1日以降、サービス利用中休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域相談支援事業所(詳細は以下のとおり。なお実際にサービス再開につながったか否かは問わない。)	基準単価 (千円)	単位	交付額の算定	対象経費の例	
<p>・計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所:在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を行った事業所。</p> <p>・在宅サービス事業所:在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認(感染対策に係る要望を含む)し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行った事業所。</p>	療養介護 生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労定着支援 自立生活援助 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 短期入所 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 計画相談支援 地域移行支援 障害児相談支援	2 2.5	利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者 利用者	<p>・1利用者につき1回まで助成することができる</p>	

※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業所は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

2 障害福祉サービス再開に向けた支援事業(2)在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における環境整備への助成事業

対象事業所(令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所)	基準単価 (千円)	単位	交付額の算定	対象経費の例
療養介護	200	事業所		
生活介護	200	事業所		
自立訓練(機能訓練)	200	事業所		
自立訓練(生活訓練)	200	事業所		
就労移行支援	200	事業所		
就労継続支援A型	200	事業所		
就労継続支援B型	200	事業所		
就労定着支援	200	事業所		
自立生活援助	200	事業所		
児童発達支援	200	事業所		
医療型児童発達支援	200	事業所		
放課後等デイサービス	200	事業所		
短期入所	200	事業所		
居宅介護	200	事業所		
重度訪問介護	200	事業所		
同行援護	200	事業所		
行動援護	200	事業所		
居宅訪問型児童発達支援	200	事業所		
保育所等訪問支援	200	事業所		
計画相談支援	200	事業所		
地域移行支援	200	事業所		
障害児相談支援	200	事業所		

※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業所は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること